

「米国及び EU におけるナノ材料の規制動向」

2025 年 2 月分

目次

1. 2024 年 12 月-2025 年 2 月の情報	3
1-1. 米国	3
① EPA、多層カーボンナノチューブについて SNUR を発行【規制】	3
② NNI、「ナノ環境・健康・安全に関する研究戦略:2024 年更新版」を発表【規制】	3
1-2. 欧州	4
① 欧州委員会の研究チーム、SSbD 枠組の実用障壁に関する論文を発表【safe-by-design】 ..	4
② EFSA、食品及び飼料用ナノ材料に関するガイダンス文書に関する意見を募集【安全性】 ..	5
1-3. 日本	6
① 産業技術総合研究所はセルロースナノファイバーの安全性評価書を更新【安全性】	6
1-4. 国際機関	6
① OECD、「工業ナノ材料の安全性についての各代表からの進展報告」を公開【安全性】	6
2. 頻出略語一覧	8
2-1. 米国	8
2-2. EU	8
2-3. その他諸国・国際機関	9

1. 2024 年 12 月-2025 年 2 月の情報

1-1. 米国

① EPA、多層カーボンナノチューブについて SNUR を発行【規制】

2024 年 12 月 12 日、米国環境保護庁(EPA)は、製造前届出(premanufacture notice:PMN)の対象である多層カーボンナノチューブ(MWCNT:PMN P-21-216、PMN P-21-217)について、有害物質規制法(TSCA)に基づく重要新規利用規則(SNUR、書類番号 89FR100361)を発行した。この規則で定められた重要新規利用となる製造等の行為(輸入を含む)を行おうとする者は、開始 90 日前までに EPA に届出を行わなければならない。届出の後、EPA は定められた期間内に審査を行う。同 SNUR は、2024 年 6 月-2024 年 8 月報で記載した規則案(2024 年 6 月 11 日公開)の最終版で、2025 年 2 月 10 日に発効する予定である。

EPA は同 MWCNT の製造等の行為において、以下の措置を講じることを求めている(6 月案から変更無し)。

- 皮膚に接触する可能性がある場合、個人用防護具を使用すること
- 吸入曝露の可能性がある場合は、指定防護係数(Assigned Protection Factor:APF)が少なくとも 50 以上の国立労働安全衛生研究所(NIOSH)により認定されたマスクを使用すること
- 米国内で製造されていないこと(輸入品のみであること)
- 同意指令に記載されている不純物(機密情報として SNUR には非掲載)が 1%(重量)を超えて含まれる当該物質を製造しないこと
- 同意指令で許可された使用方法以外で使用しないこと
- 密閉された工程で行わない限り、蒸気、霧、粉塵、エアロゾルを発生させる用途への加工及び使用をしないこと
- 当該物質及び当該物質を含む廃液を埋め立てあるいは焼却以外の方法で処分しないこと
- 当該物質を直接大気に放出しないこと
- 当該物質及び当該物質を含む廃液を米国水域¹に放出しないこと
- 各ラベル及び安全データシート(Safety Data Sheet:SDS)に健康に対する注意書き(human health precautionary statements)を記載することなどの、危険有害性情報プログラムを確立すること

2024 年 12 月 12 日付連邦公報(federal register)掲載の SNUR 原文:

<https://www.federalregister.gov/documents/2024/12/12/2024-29276/significant-new-use-rules-on-certain-chemical-substances-22-45e>

同 SNUR の関連書類・コメントが閲覧できるドケット(番号:EPA-HQ-OPPT-2022-0771):

<https://www.regulations.gov/docket/EPA-HQ-OPPT-2022-0771>

② NNI、「ナノ環境・健康・安全に関する研究戦略:2024 年更新版」を発表【規制】

2024 年 12 月 18 日、国家ナノテク・イニシアティブ(NNI)は、「国家ナノテク・イニシアティブの環境・健康・安全(EHS)に関する研究戦略:2024 年更新版」を発表した。この報告書は米国国家科学技術会議(National Science and Technology Council:NSTC)のナノスケール科学・工学・技術(Nanoscale Science Engineering and Technology:NSET)分科会内のナノテクノロジーの環境・健康への影響(Nanotechnology Environmental and Health Implication:NEHI)に関する作業部会が作成した。2011 年に最初に設定された戦略に基づいて、責任あるナノテクノロジーの技術革新を実現するための現在の可能性を反映した包括的かつ統合的な手法を提示している。

今回の更新版戦略によれば、NEHI は以下の課題に対して活発で機敏な対応を準備するために関係

¹「米国水域」の定義は過去にわたり議論されてきた。直近では、2015 年にオバマ政権が解釈を拡大、次期トランプ政権が縮小している。現バイデン政権下の 2021 年 8 月、連邦地方裁判所(アリゾナ州)の、これらを無効とする判決を受け、EPA 等関係省庁は新たな定義の策定にとりかかった。2023 年、最高裁の判決も経て、最終的な定義が発表されている。 <https://www.epa.gov/wotus/about-waters-united-states>; <https://www.epa.gov/wotus/amendments-2023-rule>

者へ働きかけており、NNI の権限を以て、国家ナノテクノロジー調整局 (National Nanotechnology Coordination Office: NNCO) がこの NEHI の取り組みを調整するという。

- 商業利用されている人工ナノ材料に関する EHS の知識の格差に対処すること
- 新興のナノテクノロジーの活用状況を監視し評価すること
- 懸念される新たなナノスケールの汚染物質を調査すること
- 連邦省庁横断型のナノ EHS に関する情報・知識インフラを強化すること
- 国際的なナノ EHS 関係者との連携 (例: 米欧ナノ EHS 研究年次会合 [Communities of Research CORs]) を深めること
- ナノテクノロジーの責任ある開発における市民の参加を拡大させること

国家ナノテク・イニシアティブ (NNI) による発表 (National Nanotechnology Initiative Environmental, Health, and Safety Research Strategy: 2024 Update) :

<https://www.nano.gov/ehsstrategy2024update>

「国家ナノテク・イニシアティブの環境・健康・安全に関する研究戦略: 2024 年更新版 (National Nanotechnology Initiative Environmental, Health, and Safety Research Strategy: 2024 Update)」: https://www.nano.gov/sites/default/files/pub_resource/EHSResearchStrategy2024Update.pdf

1-2. 欧州

① 欧州委員会の研究チーム、SSbD 枠組の実用障壁に関する論文を発表【safe-by-design】

欧州委員会の共同研究センター (Joint Research Centre: JRC) の研究チームは、2022 年 7 月に EU が発表した「安全で持続可能な設計 (Safe and Sustainable by Design: SSbD)」枠組²について、その運用における課題と対策の調査報告書を発表した。同枠組は、欧州域内における安全で持続可能な化学物質への移行を目的に、化学物質の設計から商用化の中での安全性と持続可能性の評価のための基準と手順を示したもので、JRC が作成した (詳細は 2022 年 5 月～8 月報参照)。

今回の調査では、JRC の SSbD 枠組を実際の化学品開発・製造の現場で運用していく上で生じている課題を特定 (マッピング) し、それらに効果的に対処する方法を提案している。課題の特定 (マッピング) は、文献検索、関係者に対するワークショップ (2023 年 2 月開催³)、オンラインによるアンケート、化学材料を使用する 7 業界⁴の関係者へのインタビューによって行われ、35 件の課題が明らかとなった。関係者が挙げた最も優先度の高い 3 つの課題と、JRC が提案する対策は、以下のとおりであった。

課題① SSbD の評価を技術革新 (イノベーション) のプロセスに組み込むこと
(Integration of the SSbD assessment into the innovation process)

対策① 新たな化学物質を設計する際、その用途や人体・環境への暴露経路が未定であることも相まって、想定できる様々な場合に対応する為に様々な評価を実施することが必要となる。JRC は、イノベーションの各段階で異なる評価を実施する段階的 (Tiered) 評価枠組みを提案している。

課題② データの入手可能性、品質、不確実性 (Data availability, quality and uncertainty)

² European Commission: Joint Research Centre, Caldeira, C., Farcas, L., Garmendia Aguirre, I., Mancini, L. et al., Safe and sustainable by design chemicals and materials – Framework for the definition of criteria and evaluation procedure for chemicals and materials, Publications Office of the European Union, 2022, <https://data.europa.eu/doi/10.2760/487955>

³ 具体的な参加者等の具体的な情報は見受けられないが、業界団体 NIA が以下の参加記録を残しており、官民の関係者が広く参加したものと思われる。<https://nanotechia.org/news/safe-and-sustainable-design-workshop-outcome-and-next-steps>; (録画 Day 1) <https://www.youtube.com/watch?v=OcGydn2wyEQ>; (録画 Day 2) <https://www.youtube.com/watch?v=SKTrtKrAr6Y>; (公式ページ) https://research-and-innovation.ec.europa.eu/events/upcoming-events/safe-and-sustainable-design-workshop-case-studies-2023-02-09_en

⁴ 包装、繊維、建設、自動車、電子機器、エネルギー、芳香

対策② 「FAIR—Findable(見つけられる)、Accessible(アクセスできる)、Interoperable(相互運用できる)、Reusable(再利用できる)」の原則を異なる事業者・業務間で徹底すること。技術革新プロセスの初期段階でコンピュータによる手法を最大限に活用すること。また、バリューチェーン全体で、効果的に連携していく為に、データ活用及び通信のためのインフラが必要である。

課題③ 安全性と持続可能性の統合(Integration of safety and sustainability aspects)

対策③ 歴史的に異なる発展を遂げてきた安全性(リスク評価)と持続可能性(ライフサイクル評価)の考え方を、SSbD の名の下に統合する必要がある、その方法が様々提案されている(例:結果のみを統合する、または、手法自体を統合する、など)。同枠組を運用するうえでの統合方法を明確に定義し、入力するデータ、想定、シナリオの構築を可能な限り調和させる必要がある。

今回の結果は SSbD のコンセプトと枠組を、民間での化学品の開発製造の現場での実際の運用化を加速させる第一歩となると、著者らは期待している。

発表された論文:

Abbate, Elisabetta & Ragas, Ad & Caldeira, Carla & Posthuma, Leo & Garmendia, Irantzu & Devic, Anne & Soeteman-Hernández, Lya & Huijbregts, Mark & Sala, Serenella. (2025).

Operationalization of the safe and sustainable by design framework for chemicals and materials: challenges and proposed actions. Integrated Environmental Assessment and Management. 10.1093/inteam/vjae031.

https://www.researchgate.net/publication/387758534_Operationalization_of_the_safe_and_sustainable_by_design_framework_for_chemicals_and_materials_challenges_and_proposed_actions

② EFSA、食品及び飼料用ナノ材料に関するガイダンス文書に関する意見を募集【安全性】

欧州食品安全機関(EFSA)は、2021年に作成したナノ材料に関するガイダンス文書を更新する為に、食品及び飼料セクターや関連分野に関わっている関係者及びパートナー組織に意見を求めることを発表した。これには食品及び飼料の製造業者、材料及び原料のサプライヤー、契約研究所、微粒子材料や人工ナノ材料として粉体材料の製造や販売に関連する業界団体、科学団体、関連するEU及び国際的な規制当局やその他関連機関が含まれる。

更新するガイダンス文書には、EFSAの動物用飼料に使用する添加物及び製剤又は物質(Additives and Products or Substances used in Animal Feed:FEEDAP)に関するパネルが作成した「食品連鎖におけるナノ材料及びナノ粒子含有材料のリスク評価に関するガイダンス文書(Guidance document for risk assessment of nanomaterials and materials containing nanoparticles in the food chain)」と「ナノ粒子を含む飼料用添加物のリスク評価に関するガイダンス文書(Guidance document for the risk assessment of feed additives containing nanoparticles)」が含まれる。この2つのガイダンス文書に関する意見募集は、ナノ材料及びナノ粒子を含む材料について調和させることが必要な主な技術的及び科学的問題に関する目的と範囲に関する意見を収集し、ガイダンス文書に反映させることを目的としている。

EFSAは2025年2月14日まで意見を受け付けている。

EFSAによる2021年に作成したナノ材料に関するガイダンス文書を更新に関する発表:

<https://www.efsa.europa.eu/en/topics/topic/nanotechnology>

「食品連鎖におけるナノ材料及びナノ粒子含有材料のリスク評価に関するガイダンス文書(Guidance document for risk assessment of nanomaterials and materials containing nanoparticles in the food chain)」:

<https://open.efsa.europa.eu/questions/EFSA-Q-2024-00439>

「ナノ粒子を含む飼料用添加物のリスク評価に関するガイダンス文書(Guidance document for the risk assessment of feed additives containing nanoparticles)」:

<https://open.efsa.europa.eu/questions/EFSA-Q-2024-00724>

1-3. 日本

① 産業技術総合研究所はセルロースナノファイバーの安全性評価書を更新【安全性】

2025 年 1 月 27 日、産業技術総合研究所(AIST)は、2022 年 12 月に発表した「セルロースナノファイバーの安全性評価書 2022」の更新版「セルロースナノファイバーの安全性評価書 2025」を公開した。2022 年度版からの更新内容は、安全性に関する情報を大幅に拡充したことであり、最新の論文情報の追加、NEDO 事業の新たな成果として、吸収影響、経口毒性、排出曝露に関する情報の拡充、中皮腫発生と生体影響に関して新規情報を追加している。

2022 年度から更新された成果として、第 3 章では、マウスの腹腔内投与試験及び培養細胞試験による中皮腫発生に関する検証結果を追加し、第 4 章では、28 日間にわたるラット気管内投与試験や培養細胞試験に加え、福井大学が実施したマウス気管内投与試験及びラット吸入暴露試験の結果を新たに取り上げている。第 6 章では、福井大学が実施したラット及びマウスによる 28 日間反復経口投与毒性試験の結果を追加、第 7 章では、排出・暴露評価事例を追加し、第 8 章では、藻類、甲殻類、魚類などの水生生物を対象とした生態影響評価の結果をまとめている。

「セルロースナノファイバーの安全性評価書 2025」:

https://www.aist.go.jp/aist_j/news/announce/pr20250127.html

1-4. 国際機関

① OECD、「工業ナノ材料の安全性についての各代表からの進展報告」を公開【安全性】

2024 年 12 月 4 日、経済協力開発機構(OECD)は、「工業ナノ材料の安全性についての各代表からの進展報告(2023 年 7 月～2024 年 6 月)」と題した報告書(Tour de Table)を公開した。Tour de Table は工業ナノ材料の安全性について、各国(15ヶ国、3 組織)の取り組みに関する情報をまとめたもので 9 項目に関する取り組みが要約されている。なお、前回⁵・前々回⁶にみられた東南アジア諸国(マレーシア・タイ)やフランスの報告が掲載されていない一方で、過去は一部項目の報告を割愛していた英国、米国、OECD 経済産業諮問委員会(BIAC)らが全項目について報告している。過去数回に続き、今回もナノ材料だけでなく先端材料(Advanced Materials: AdMa)についても取り上げている。

日本や本事業の主要対象国で取り上げられた主な取り組みの例は以下の通り。

・ 日本

産業技術総合研究所(AIST)と福井大学は、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が委託したプロジェクトである「炭素循環社会に貢献するセルロースナノファイバー(CNF)関連技術開発」、「CNF 利用技術の開発」、「多様な製品用途に対応した有害性評価手法の開発と安全性評価」を実施している。実施期間は 2020 年度から 2024 年度までである。これらのプロジェクトのテーマには、in vitro 細胞アッセイを用いた吸入毒性の開発及び評価、中皮腫誘導可能性の評価、生体毒性の評価、排出及び暴露評価などが含まれている。得られた結果と文献に基づいて、2025 年 1 月に安全性評価文書(日本語)を発行し、CNF を取り扱う企業が自主的に安全性評価を行うのに役立てられる。同プロジェクトの下での安全性評価の進捗状況については「1-3 日本」に記載。

・ 米国

米国環境保護庁(EPA)は、グラフェン材料、インジウムリン化亜鉛硫化物量子ドット、酸化グラフェン材料の 3 件の低量免除(Low Volume Exemption: LVE)の審査を完了した。3 件中、2 件の LVE は却下となり、1 件は保留となっている。また、EPA は 14 件の製造前届出を審査中であり、14 件中、12 件は多層カーボンナノチューブに関するもので、2 件はシリカに関するものである。現在、14 種類の化学物質の人体及び環境に対する潜在的なリスクについて審査が続けられている。1 件の単層カーボンナノチューブに関する重要新規利用届出についても、人体及び環境に対する潜在的なリスクについて審査中である。

⁵ 2023 年 4 月: [https://one.oecd.org/document/ENV/CBC/MONO\(2023\)7/en/pdf](https://one.oecd.org/document/ENV/CBC/MONO(2023)7/en/pdf)

⁶ 2022 年 1 月: [https://one.oecd.org/document/ENV/CBC/MONO\(2021\)41/en/pdf](https://one.oecd.org/document/ENV/CBC/MONO(2021)41/en/pdf)

・ EU

欧州委員会は、新規食品 (Novel Food) に関する規則 (EU) 2015/2283 における「人工ナノ材料の定義」を改定し、ナノ材料の定義に関する勧告 (2022/C 229/01) に合わせることを提案した。しかしながら、欧州議会では承認されず、定義は変更されなかった。

欧州委員会の試験方法を規定した規則 (EC) No. 440/2008 の改正案に、OECD のテストガイドライン (Test Guideline: TG) No. 124、No. 125、No. 126 が欧州委員会の提案により含まれている。

2024 年 7 月 22 日まで、消費者安全科学委員会 (SCCS) は、予備的意見書「二酸化チタン (ナノフォーム) の新規コーティング材」(SCCS/1667/24) に関する協議を行った。意見書「フラーレン、ヒドロキシル化フラーレン、ヒドロキシル化フラーレンの水和型 (ナノ)」(SCCS/1649/23) は最終化された。

・ カナダ

2023 年 6 月 22 日、カナダ環境保護法 (Canadian Environmental Protection Act: CEPA) は、本法律に基づく決定は健全な環境に関する権利を尊重し、より安全な化学物質への移行を支援し、動物実験への依存を低減するという要件を含む画期的な規定により 20 年ぶりに改正された。改正された法律には不均衡な影響を受けた集団、累積的影響、脆弱な環境を考慮する要件も含まれている。この法律の改正がナノ材料の評価と管理にどのように関連するかを把握するための作業が進められている。

・ オーストラリア

2019 年工業化学品法 (Industrial Chemical Act 2019) の一般規則の変更の一環として、ナノスケールの化学物質に関する規則における微粒子の事例が変更され、規定の本来の意図に沿って、固体のナノスケールの微粒子のみを対象とすることが明確化された。例えば、ナノスケールの化学物質の導入に関する特定のクラス (規則の第 7 項 (3)) の記述が更新され、工業化学物質が以下の条件を満たす場合、その工業化学物質の導入は特定の導入クラスに該当すると記載されるようになった。

- 導入時に固体あるいは分散液として導入される
- 固体粒子が結合していない状態、凝結体あるいは凝集体として構成されており、粒子の少なくとも 50% (個数粒度分布) において、少なくとも 1 つの外寸がナノスケールである

オーストラリア工業化学物質導入スキーム (AICIS) は、規則の変更を反映させるため、工業化学品分類ガイドライン (Industrial Chemicals Categorisation Guidelines) も更新した。規則やガイドラインの変更内容は 2024 年 4 月 24 日より発効となった。

・ 韓国

韓国食品医薬品安全処 (Ministry of Food and Drug Safety MFDS) は、2022 年から 2024 年の 3 年間、食品及び医薬品に含まれるナノ材料の免疫毒性に関する研究を行っている。その目的は、ナノ材料への曝露による免疫系への影響を評価し、ナノ材料の免疫毒性を判断するためのナノ材料特有の考慮事項を導き出し、最終的にナノ材料の免疫毒性評価ガイドラインを策定することである。また、MFDS は、ナノ材料の免疫毒性試験方法に関する ISO 国際規格を提案する予定である。

「工業ナノ材料の安全性についての各代表からの進展報告」(Developments in Delegations on the Safety of Manufactured Nanomaterials and Advanced Materials between July 2023 and June 2024 – Tour de Table) :

https://www.oecd.org/en/publications/developments-in-delegations-on-the-safety-of-manufactured-nanomaterials-and-advanced-materials-between-july-2023-and-june-2024-tour-de-table_74413c15-en.html

2. 頻出略語一覧

2-1. 米国

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
ACC	American Chemistry Council	米国化学協議会	業界団体
ACS	American Chemical Society	米国化学会	業界団体
CDC	Center for Disease Control and Prevention	疾病予防管理センター	政府機関
CPSC	Consumer Product Safety Commission	消費者製品安全委員会	政府機関
DHHS	Department Health and Human Services	保健社会福祉省	政府機関
EDF	Environmental Defense Fund	環境防衛基金	環境団体
EDSP	Endocrine Disruptor Screening Program	内分泌かく乱物質スクリーニングプログラム	政策
EPA	Environmental Protection Agency	環境保護庁	政府機関
FDA	Food and Drug Administration	食品医薬品局	政府機関
FIFRA	Federal Insecticide, Fungicide, and Rodenticide Act	連邦殺虫剤殺菌剤殺鼠剤法	政策
NIH	National Institutes of Health	国立衛生研究所	政府機関
NIOSH	National Institute for Occupational Safety and Health	国立労働安全衛生研究所	政府機関
NIST	National Institute of Standards and Technology	国立標準技術局	政府機関
NNCO	National Nanotechnology Coordination Office	国家ナノテクノロジー調整局	政府機関
NNI	National Nanotechnology Initiative	国家ナノテク・イニシアティブ	政策
NRDC	Natural Resources Defense Council	天然資源防衛協議会	環境団体
NSF	National Science Foundation	国立科学財団	政府機関
NSTC	National Science and Technology Council	米国国家科学技術会議	政府機関
OMB	Office of Management and Budget	行政管理予算局	政府機関
OPPT	Office of Pollution Prevention and Toxics	汚染防止有害物質局(EPA)	政府機関
OSHA	Occupational Safety and Health Administration	労働安全衛生局	政府機関
PMN	Pre-Manufacture Notice	製造前届出	政策
RCC	Canada-United States Regulatory Cooperation Council	米加規制協力会議	政府機関
SNUR	Significant New Use Rules	重要新規利用規則	政策
SNUN	Significant New Use Notice	重要新規利用届出	政策
SOCMA	Society of Chemical Manufacturers and Affiliates	化学品製造者・関連業者協会(前・合成有機化学品製造者協会)	業界団体
TSCA	Toxic Substances Control Act	有害物質規制法	政策

2-2. EU

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
ANSES	Agence nationale de sécurité sanitaire de l'alimentation, de l'environnement et du travail	フランス食品環境労働衛生安全庁	政府機関
BAuA	Bundesanstalt für Arbeitsschutz und Arbeitsmedizin	ドイツ連邦労働安全衛生研究所	政府機関
BfR	Bundesinstitut für Risikobewertung	ドイツ連邦リスク評価研究所	政府機関

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
Cefic	European Chemicals Industry Council	欧州化学工業連盟	業界団体
Danish EPA (DEPA)	Environmental Protection Agency/Miljøstyrelsen	デンマーク環境保護庁	政府機関
DG SANTE	Directorate-General for Health and Food Safety	保健衛生・食の安全総局	EU
ECHA	European Chemicals Agency	欧州化学品庁	EU
EFSA	European Food Safety Authority	欧州食品安全機関	EU
ENVI	Committee on the Environment, Public Health and Food Safety	環境公衆衛生食品安全委員会 (簡略に「環境委員会」ともいう)	欧州議会委員会
EUON	European Union Observatory for Nanomaterials	EU ナノ材料観測所	EU
JRC	Joint Research Centre	共同研究センター	EU
MEEM	Ministère de l'Environnement, de l'Énergie et de la Mer	フランス、環境・エネルギー・海洋省	政府機関
NIA	Nanotechnology Industries Association	ナノテク工業協会	業界団体
REACH	Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals	化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則	政策
RIVM	Rijksinstituut voor Volksgezondheid en Milieu	オランダ国立公衆衛生環境研究所	政府機関
RoHS	Restriction of Hazardous Substances Directive	電気・電子機器における特定有害物質の使用制限指令	政策
SCCS	Scientific Committee on Consumer Safety	消費者安全科学委員会	EU
SCHEER	Scientific Committee on Health, Environmental and Emerging Risks	保健健康・環境・新興リスクに関する科学委員会	EU
SCoPAFF	Standing Committee on Plants, Animals, Food and Feed	植物・動物・食品・飼料に関する常任委員会	政府機関
UBA	Umweltbundesamt:	ドイツ連邦環境庁	政府機関

2-3. その他諸国・国際機関

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
AICIS	Australian Industrial Chemicals Introduction Scheme	オーストラリア工業化学物質導入スキーム	政策
APVMA	Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority	オーストラリア農薬・動物医薬品局	政府機関
Defra	Department for Environment, Food and Rural Affairs	英国環境・食料・農村地域省	政府機関
FAO	Food and Agriculture Organization	国連食糧農業機関	国際機関
FoE	Friends of the Earth	フレンズ・オブ・アース	環境団体
FOPH	Federal Office of Public Health	スイス連邦内務省保健局	政府機関
GHS	Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals	化学品の分類及び表示に関する世界調和システム	政策
HSE	Health and Safety Executive	英国安全衛生庁	政府機関
IARC	International Agency for Research on Cancer	国際がん研究機関	国際機関

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
ICCA	International Council of Chemical Associations	国際化学工業協会協議会	業界団体
ISO	International Organization for Standardization	国際標準機構	国際機関
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構	国際機関
OPSS	Office for Product Safety and Standards	製品安全基準局	政府機関 (英国)
SAICM	Strategic Approach to International Chemicals Management	国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ	政策
UNEP	United Nations Environment Programme	国連環境計画	国際機関
WHO	World Health Organization	世界保健機関	国際機関
WNT	Working Group of the National Coordinators of the Test Guidelines Programme	テストガイドライン・プログラムのナショナル・コーディネーター作業部会	国際機関
WPMN	Working Party on Manufactured Nanomaterials	工業ナノ材料作業部会 (OECD)	国際機関
UNITAR	United Nations Institute for Training and Research	国連訓練調査研究所	国際機関